

司会 第4回情報保存研究会オープン・セミナーを始めます。会長の金澤勇二よりごあいさつの後、岐阜女子大学の後藤忠彦先生より「デジタル・アーキビストの養成－教育現場からの報告－」というテーマでご講演いただきます。

金澤 お忙しいところ、大勢の方に参加していただきまして、ありがとうございます。今わが国ではe-Japan戦略として、公文書のデジタル化が推進されております。4月にはe文書法が施行されて、民間企業の保存文書もデジタルでいいという状況になっています。図書館や博物館、公文書館も情報のデジタル化をどんどん推進しているという状況にあります。文部科学省が16年度の現代的教育ニーズ取り組み支援プログラムのコンペをやりまして、岐阜女子大学が知的財産関連教育の推進グループの中で選定されております。そのテーマが今日お話しいただく「デジタル・アーキビストの養成」ということになります。岐阜女子大学が選ばれた理由は、文化的な教養を備えながらデジタルの専門的な技能を持つ総合的な人材の育成、さらにデジタル・アーキビストの資格基準の作成を考慮するなど、これからの発展が期待される為と聞いております。ますますデジタル化が進む中で、アーカイブというと資料の保存というイメージが頭の中にあるのですが、そのようなデジタル情報を管理する人を教育するというお話ですので期待しております。

司会 講師の先生をご紹介させていただきます。岐阜女子大学にお勤めでいらっしゃいます後藤忠彦先生です。後藤先生は岐阜大学教育学部長を経て、現在岐阜大学の名誉教授、フェロー、また岐阜女子大学の副学長をされております。教育工学の日本を代表する第一人者として、各種コンテンツの開発研究、遠隔教育システムの開発、シソーラス等案内情報の構築に携わってこられ、現在は岐阜女子大学文化情報研究センター長としてマルチメディア・データベースの構成に関する研究および開発等に組み込まれております。後藤先生、お願いいたします。

## 文化情報のデジタル化

後藤 後藤でございます。デジタル・アーキビストという前に、私どもがどうしてこのようなことを始めたのかということをお話しいたします。1980年代に教育関係の文献や教材、教科書などを管理しておりました。今は国立教育政策研究所になりました国研と共同で教育資料を管理しておりました。教科書など古くなってしまいますから何としても記録していかなければならない。国研ではマイクロ・フィッシュやマイクロ・フィルムに記録しておられました。その時困りましたのが酸性紙の問題でした。文部事務次官をなされた木田宏先生が書かれた『新教育と教科書制度』という、今の教育・教科書制度の一番もとになりました書籍があります。その本は昭和23年ごろの出版で、経年変化により、茶褐色になって、広げたらパラパラとページがとれてしまいます。

スキャナーがなかった時代ですのでコピーやマイクロフィルム化するのに苦労いたしました。このような状況のとき、東京教育大学におられて、光学研究所の所長をやっておられました大塚明朗先生が、日本では、文献や資料の管理が進んでいないことを盛んに嘆か

れておられました。それで先生の指示もあり、教育関係の日本語の文献をデータベース化しようということが始まりました。

1985、6年ごろになりますとスキャナーが出だしたと思います。それを契機に教材や、地域素材を記録していこうという話になりました。さらに教育関係で学習者の行動をビデオで記録することが始まりました。そして、行動記録資料の管理や、行動の分析の研究が始まりました。

## シソーラスの開発

出版される教育資料の管理の問題が出てまいりました。その典型的なケースが国立婦人教育会館(現在:国立女性教育会館)です。このデータベースをどのように作っていくのか。そのときに出てまいりましたのが婦人教育という一つのエリアで索引語をどうするかということがまず問題になりました。私も婦人教育シソーラス作りで参加しました。

その後、全文検索が始まり、文字情報の検索方法が変わりました。しかし、映像や音声のデータベース化が始まり、そのようなものを検索するには、どうしても体系化が必要との動きがございます。

日本ではシソーラスというのは非常に難産して出てきたのではないかと思います。各学会などでも作られました。その後、情報の共同利用として横断検索が始まり、例えばいくつかの生涯学習施設を一つにまとめ、このような資料がないかといいますと、どこかの生涯学習施設からありますと出てくる。そんな仕事が始まりました。今から10年ぐらい前ではないでしょうか。

## 記録項目の共通化

博物館や生涯学習センターのような施設が、データベースの記録項目、情報カテゴリーを勝手に作ったのでは、情報を共同して利用しようとする、いろいろ困難な問題が起きてまいります。すなわち、メタ情報として記録項目をどのようにしていくのかという問題がございます。そこで、CIDOC (International Committee for Documentation ドキュメンテーション国際委員会)のように、国際標準の記録項目の検討がなされるようになってきました。共同利用するには記録項目やシソーラスの問題などの共通化の仕事が必要だということになりました。

## 知的財産権やプライバシー

デジタル化技術、これはどんどん進んでまいりました。今までの情報管理とデジタル化された情報管理が違う点として、デジタル化した情報は検索処理や加工、新しい創造活動などに利用が出来ることだと思います。そこで、簡単に他の人が作った情報が利用しやすいため著作権法などの問題が入ってまいります。

そこで、大きな課題となってきましたのが著作権など、知的財産権の問題でございます。

これは避けて通れないわけです。昭和 60 年代ごろにデータベースなどに適用するため著作権法改訂がなされました。また、1970 年代でしたか、OECD の個人情報、プライバシーの問題が出てきました。当時、日本では、加藤一郎先生が中心になって総務庁でしたか、ガイドラインとして 5 項目にまとめられた。そのころ、情報化に対し、個人情報、知的財産権の問題が整理されだしたと思います。

特に、デジタル・クリエイターとしてデータベースを利用するにあたっては、著作権などをきちっとしておかなければいけないということですね。教育関係で非常に悩ましい問題が出てまいりました。データベースが作られて、そこまではいいのですが、それを使って加工する。例えば、教材などを作るとき、写真家が撮った写真を記録し、見せてもいいですというところまで許可されたとします。ところがそれを取り出して加工したら、これは著作権法の同一性保持違反になるわけですね。そのようなことを知らないといろいろ加工し使ってしまう。データベースを作る時に変更の許可を得た資料を教育委員会または博物館などが持っていて、これなら加工して使ってよろしいとなっていればよいが、そうでないと問題が起きてまいります。いろいろな問題が出てまいりました。

## 長期保存はデジタルデータでよいか ～1000 年保存できる紙とインクが必要～

次に情報の保存の問題です。デジタルで記録しておいて本当に大丈夫かという心配でございませう。これは大学生時代、若いときから教えておかななくてははいけません。私も、昭和 47 年にコンピューターを研究室に設置しました。そのデータが今では何にも役に立ちません。それが昭和 47 年ですからつい最近です。その頃のもので使えるのは何かといいますとマイクロ・フィルムぐらいですね。教科書を記録したマイクロ・フィルムは使えます。デジタル・データは長期保存性に信頼がおけないのが現状です。

一方、紙などは非常に貴重なものだと思うのです。1,000 年もつ紙や、インクも 1,000 年もちますというものを作っていたらありがたいと思います。この長期保存ということをして学生たちにしっかり教えていかなければならない。文化情報をどうやって記録していくのか、残していくのか。残していくにも単なるデジタルで残すだけではなくて、紙や、マイクロ・フィルムの選択が一つ問題になってきたわけでございます。

まとめますと、情報の共同利用としての索引語や記録する項目をどうやって共通化するかなど情報管理の問題。次は、デジタル化技術をきちっと覚えさせる。その次に著作権の問題またはプライバシーの問題。情報保存のデジタルとアナログの適否の問題。

それからコピーの問題があります。

## 学芸員、図書館司書、教員の資格とデジタル・アーキビストを併せもつ必要性

学芸員、図書館司書、教員の資格などがありますが、それらに今までお話してきたことを付加させるデジタル・アーキビストを位置づけないとうまくいかないだろうと思います。

一つの例をお話します。岐阜県の岐阜ミュージアムで地域資料をデータ化しようという動きが今始まっております。博物館や市町村などのデータが入ってきております。一つの

市町村に対して、数百万の補助金を出して集めにかかりました。博物館に対しても始まっており、ところが困ったことは記録項目や説明、索引語が、非常に主観的に書いてあり共通化ができていない状態でした。例えば写真が何万件と入ってきてそれを検索しても、その写真がどのような目的で撮ったのかということが分かると使いやすいのです。例えば富士山の写真を撮ったとします。出版業の方は「こんな写真は使い物にならん」とおっしゃいます。ところが教育界の方は「それは使える」とおっしゃるのです。全く正反対ですね。例えば富士山の朝焼けしたきれいな写真だったら「グラビアに使ったらいい」とか、美術関係の方は「これは何かに使える」とおっしゃいますね。ところが小学校の先生は「そんなものは富士山じゃない」と、「これは一時的な現象にすぎない。もっと富士山の全体が見えるように」とおっしゃる。同じ被写体にしても、その目的によって使い方が全然違ってきます。教員にもデジタル・アーキビストとしての能力のある方が必要だと思います。

それから例えば博物館関係の、CIDOCですか、あの資料を見ますと、どちらかというと、博物館の資料管理に向けたデータベースの記録項目なのですね。例えば何センチ何ミリのものだとか、材質がどうだとか、そのような記録項目で構成された標準的なものがあります。それはそれでいいのですが、館内外の多くの人達が利用しだす情報化時代になってきたときに、あれでいいのだろうかという気がします。外に見せるつもりはないとおっしゃれば、それでいいのですが。

博物館に来られる方に、100 ぐらいの館で、どのような視点でものを探されますかという調査をされた有名な論文があります。私が非常に興味を持ったのは、「何が、どこで、いつ、だれが」の4項目が質問の対象になっていた。本当はこういう事項が一般の利用者にとって必要ではないかと思います。そうしますと記録項目はどのような目的で、どのような人を対象に作ったかでその構成が変わってくるだろうと思うのです。

そのようなことも掌握できる専門家、それをサポートするデジタル・アーキビストが必要になってきたという気がします。

かつて、岐阜県の図書館建設の委員長をしておりました時に案を出したところ「こんなものは情報館で、図書館やない」と叱られました。というのは、その当時、利用者側から見てどうするのかということで案を作っており、図書館管理者の立場で作らなかったのも、やはりまずかったと反省しました。ところが、今、考えてみると、あれでよかったかなという気がいたします。情報の利用者の立場で情報管理・処理ができるデジタル・アーキビスト能力が、図書館の司書にプラスされるとよいと思います。そのような機能を司書にも持たせるべきではないかと思っています。

## 情報の利用者の立場で考えられるデジタル・アーキビスト

次に、いろいろな提示用のデジタル・アーカイブ資料を著作権の問題などを解決しながら、集めようとしたしました。ところが、ほとんどが一品目の記録でありました。利用者の立場としては、品目の相互の関係など提示の状況も見たいと思います。たとえば、単一品目ずつアーカイブしていくのではなく、博物館の特別展示しているのに近い状況で見られるように臨場感のあるアーカイブをしたらどうでしょうか。そうすると展示が360度

見られるような処理も出来なくてははいけませんし、その中から一品目を見にいけるようにしなくてははいけません。そのような利用者の立場でのデジタル技術も考えていかなければいけない。

それから、人物情報として、オーラル・ヒストリーの記録もなされています。アメリカなどでもありますし、日本でも始まりました。一般に、話を文書化してしまいますと、その人の熱意などが伝わってきません。ところが、話の文書化と並行して話されている声も顔も出て、さらに、その話に出てきた関係資料をリンクして、付加させるようなデータをつける。それも、デジタル・アーカイブズとして、利用者の立場から見ると、これからの大事な作業だろうと思っています。

ただ、文書的な資料提示ではなくて、併せて映像で表情とか関連資料などでのデジタル・アーカイブズの構成も必要です。その時、どのような人に対談させたいのかが非常に難しいことになります。私どもにもいろいろな資料があり、例えば、アメリカの公文書館のデータがあります。これらのデータとお話しと資料とをリンクさせるとき、話す人が選ぶわけではなく、我々が選ぶわけです。そうしますと、資料の選択にあたって、その人の考え方が入ってしまうわけです。特定の分野の資料ばかり集められたら偏った情報提供になってしまいます。その辺のところをどうやって教育するのか、私が今一番悩んでいるところです。

これは回答が出ておりません。一つのやり方としてはある特定の分野を選ぶとき、いくつかの資料を集め、ある資料グループを作っておきます。その中から利用者が関連したものを引っ張り出して見られるようにする。つまり、1人の考えで偏ったリンクにならないような手法を学生に研究させています。このように、利用者を支持する情報化で、特に関連資料のリンクという新しい問題が出てまいりました。わざわざこのオーラル・ヒストリーの問題を出したのはそのような意味でございます。

それから、地域資料という形の文化・芸術・自然などのデータベース化があります。例えば巻物などのデジタル・アーカイブ化は非常に大きな問題ですから、学生に10メートルぐらいの巻物を、レールを敷いてハイビジョンのカメラで撮らせるということもやらせていました。しかし、新しい技術が出てきたため、別の方法でも記録をさせています。このように、デジタル・アーキビストには、常に、新しい技術を調べ対応できる能力が必要となります。

## デジタル・アーキビストが必要な職種と能力

このような、デジタル・アーキビストの養成についての調査をしております。デジタル・アーキビスト的な能力はどのような分野の人に必要か簡単な調査をしましたところ意外な結果も出ています。

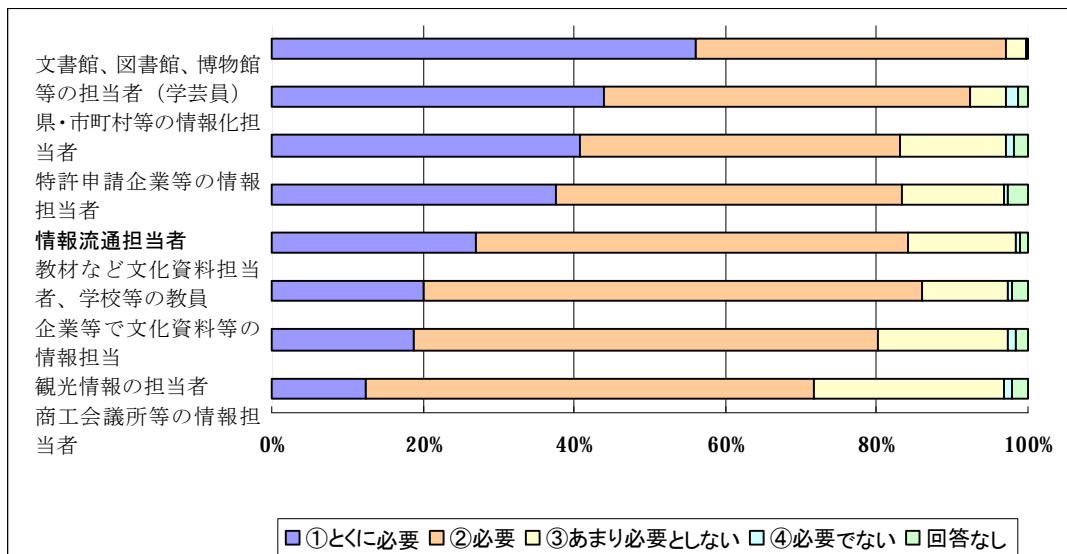


図1 デジタル・アーキビストが必要な分野

当然、図書館や博物館、公文書館で必要とする割合は多いわけですが、多様な職種にデジタル・アーキビスト能力が必要との回答が多かったです。

また、デジタル・アーキビストとして必要な能力としては、著作権やセキュリティの問題とかプライバシーの問題が、非常に重要だということがわかってまいりました。これが現実の状況でございます。

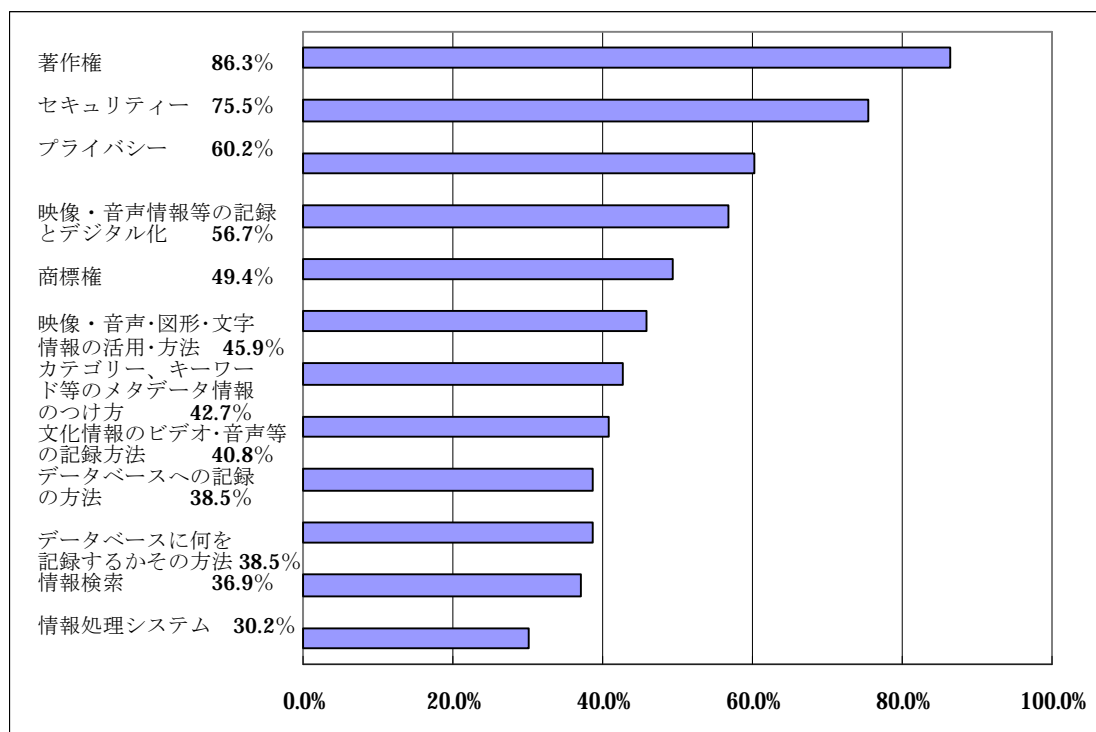


図2 デジタル・アーキビストとして重要な能力

## デジタル・アーキビスト養成のカリキュラム

このようなことをベースにしまして、どのようなカリキュラムを考えていったのか、どのようなことを教えようとしているのか、デジタル・アーキビスト養成カリキュラムに話を進めます。デジタル・アーキビストの養成の大きな枠組みとして水嶋英治先生は、芸術文化の理解と歴史的な理解、そのようなものが必要ではないかということをおっしゃっておりますし、私もそのとおりだと思っております。

ただ、どこまで深みを入れるかということです。それぞれの専門分野があるわけですから、その専門分野の中での教育カテゴリーというものが決まっております。芸術にしても文化にしてもその方面の学習をしてきた人という枠組で今は専門性を理解しています。そうしますと、専門性とデジタル・アーキビストのそれぞれの担当分野をファジーでよいが、線引きが必要となります。

たとえば、岐阜女子大学では、演劇について、国立劇場の総監督をやっておりました持田諒さんに、デジタル・アーキビストとして必要な芸能文化の教育をお願いしています。延年の舞から始まって、日本の芸能文化がどのようなカテゴリーで出発したか。また持田さんは日本と中国の友好協約を結んだ時に向こうの舞踊団を引き受けた総監督ですから、向こうのことをよくわかっております。国の違いなども含めながら、文化とか芸術というものを学習させ、文化の枠組みをどう教えていくのかということに非常に難儀しております。国内外の観点でデジタル・アーキビストとしての、歴史的な把握をさせていかなければいけないのかと思っております。しかし、演劇の専門家を養成するものではありません。このように、いろいろな文化の分野での専門教育を選択させ教育する必要があります。

もう一つ出てまいりますのが法的理解と情報倫理の問題、これは著作権から始まっているいろいろなものがあります。それから、デジタル化技術のスキルの目的に応じた情報の保存が出来る。出来るというよりも、わかると言ったほうがいいかもしれません。

次にそれをどう教育していくのかと少し具体的にお話しいたします。本筋は文化資料とか文化活動の調査目的設定、アーカイブ化の目的設定ができる能力が必要です。この文化資料・活動の調査ができて、それが、残すに値するかどうか、著作権はどうなっているのか、プライバシーは大丈夫か、知的財産権なども含めたデジタル・アーカイブが出来るのかどうかを判断し、その解決策、許可証の出し方、許可願の出し方などが、分かっていなければいけません。要するに、デジタル・アーカイブ化するとき、やらなければいけないことを理解していなければいけません。

記録としては、単にフィルムで写せばいい、スキャナーでとればいいというだけではなく、例えば特別展示の場合、ぐるっと一回りをまず撮影しておいて、それに対してここをさらに見たいというお客さんにはネット上でその動画を見られるようにする。デジタル・カメラ、スキャナーの扱い、ミキサーなどで集音できるような能力、編集・加工できるような能力などもつける必要があろうと考えます。

次に記録資料を集めて、そのデータに対し説明文を書くのが難しいのです。今の学生は文章を書くのが非常に苦手です。記述能力をつけるということも必要な状況でございます。

次に、メタ情報のカテゴリー化、キーワード、著作権などですね。このようなことを教える時に、著作権なら著作権のみを教えておけばよいとはじめ思ったのです。そうすると、学生にとってこんなにつまらない授業はないのです。個人情報もそうなのです。5つの項

目があるなどと言うと「ふうん」と言っているだけです。それだけのことで終わってしまいます。それでは、どうしても現場に行き課題に対応できません。そこで、まず、実際にどのように著作権を考えるのかというのをざっと教えておきます。その後、現物を与えながら実際のプロセスの中で著作権を教えます。そうしないと実践力がつきません。

情報の管理でも、同じように、データベースの構築を実際にさせながら、シソーラスの勉強もさせております。次に情報検索です。これもいろいろなものがあります。特に新しいものをデータベース化する場合、うっかりしますと著作権法の同一性保持の問題が出ます。加工したらいけない、許可を得ないといけないものですが、それらを見捨ててしまっ、データベースの作成に入っているから、加工しようとして、困っている場合もあります。そのようなことが起きますので、作らせてみて問題点を挙げさせる。その中で学習していく事になりますので、時間がかかります。

プレゼンテーションの問題、人にわかりやすくするにはどうするか、また、データベースを用いて新しい作品などを作るといった問題なども学習させております。

## デジタル・アーキビストの養成は、現物を見ることから始まる

まず、実習を相当やらせております。沖縄や北海道に地域の文化財、世界遺産、さらに国立劇場、国立科学博物館などで現物を見させるということからはじめています。4年間ですから時間的に相当苦しい日程になっております。

撮影実習は、デジタルカメラ、フィルムカメラ、ハイビジョン等で始めました。岐阜には長良川という川がありますが、県の河川課やNPOによる空撮、あるいは、神社等の長尺な巻物などの撮影で、基本的な処理が出来るように学習させ、次にデータベース作成をさせます。情報化、とくに、メタ情報の実践で岐阜ミュージアムなどのデータ入れをも学生がやっております。市町村や博物館から来た資料にキーワードやシソーラスを決めさせています。これらは、現物を使い歴史関係の教授に指導をさせております。

デジタル・アーキビストの養成カリキュラムは大きく分けますと5つになります。

まず、第1に文化に関する基礎です。

文化に関する知識・理解、各分野の文化の知識・理解、文化資料の管理・文化活動が含まれます。

2番目がデジタル・アーカイブズの開発です。

文化情報メディア処理の基礎、各種文化資料の撮影・記録・デジタル処理、デジタル・アーカイブズの構成が含まれます。

3番目が文化情報の管理・流通です。

文化情報管理項目、資料のカテゴリー化、シソーラスなどの情報、コンテンツの収集・管理と知的財産権などの取扱い、文化情報のデータベース構成、情報検索システム、情報流通が含まれます。

4番目が文化情報の利用です。

プレゼンテーション、文化情報メディアの利用と知的財産権、文化資料の検索、利用システム、デジタル・アーカイブズの利用方法が含まれます。



5番目が実習です。

デジタル・アーカイブズの制作に必要な撮影と記録の実習、記録情報のデータベース登録・情報管理・流通・検索の実習、知的財産権などの取扱い、二次情報（カテゴリー化・索引語など）選定の実習が含まれます。

## デジタル・アーキビストの資格

資格のお話をいたします。現在は3つに分けて考えて試行しております。

1つは高等学校レベル。高等学校では情報科や教科情報が出来ましたので、高等学校レベルで考えたかどうかとの意見があり、試作・検討が始まっているところです。

第2は、大学生のレベル。これは岐阜女子大学だけで勝手進めることはできません。外部の方々にご検討いただいて、これまで、お話ししましたようなことができる資格を考えています。

第3は、実際に情報内容について、相当深く勉強しなければシソーラスなどを作る事は出来ないですね。これはやはり大学院レベルでないと駄目なのではないかということになり、本当の意味でリーダーシップをとる、シソーラスなどを作るという人はもう少し高度な方、大学院でも無理で、もう少し経験豊富な方でないと無理ではないかと思えます。

以上のような考え方で資格の検討が始まったということでございます。もし興味のある方、また関心がおありでしたらご支援いただきたいと思います。

私どもは、現在、いろいろな分野の方々の協力を得て、試行を進めています。例えば、沖縄の人を対象に試行をするときは、沖縄の資料を数十件選んで、「自分の専門分野からあなただったらどのようなキーワードをつけますか？どのような記録項目を作りますか？説明を書いてください」というようなテストです。これはやられる方にしてみれば大変です。私が受けたら逃げ出します。しかしそれができないとこの分野の情報管理の専門職として動きがとれませんから。

岐阜女子大学を卒業する大学生には、きちっとできるようなところまでやりたいという願望はありますけれども、なかなかそこまでは難しい。情報処理の部分ではある程度出来ますが文化的な素養がないと出来ない分野があります。いろいろなレベルと専門分野との組み合わせがあると思えます。そのような点を解決しながら、試行を繰り返し、信用のおける資格を作っていこうと思っています。

どうも有り難うございました。

司会 デジタル・アーカイブについて技術的な進歩は進んでおりますが、それを体系的に養成するものがないということ、後藤先生には具体的な事例などもお話いただきまして、大変勉強になりました。どうもありがとうございました。このあとディスカッションを行います。

小林 アーカイブズというのは最初にアーカイブズ・マネージメントというのがあって、アーカイブズというのはこのようなものだという概念をどのように進めていくのかというのがあろうと、私が米国で習った時はそう聞きました。その中で特にアプライザル、評価と申しまして、先生がお話になった中にもございましたけれども、どのような資料をとっておくとか、どうやって結びつけたらいいのだろうかということに関して、10数種類ぐらいのいろいろなことを教わるということがございます。これはアメリカ、オーストラリア、イギリス、大体同じような教育をやっていると思うのですけれども、そのようなものに対して全体をまとめるようなもの、バック・ボーンがわからないということが一つ。

それからもう一つは、先ほど先生がおっしゃったデジタル・アーカイブズ、これも世界でいろいろやっているわけです。これからは日本から発信していかなければいけないというのが今の実情です。出来ないと言えればそれまでなのですけれども、いずれ出来る時がそれほど遠からず来るだろうと思うのです。そのような中でいろいろなスタンダードがあっても、今の日本の状態では論議も出来ないというのが現実です。つまりアーカイブズの骨格というものをもう少しお考えになっていいのではないかとということと、もう一つは、国際社会できっとやっていると、自動車産業やDVDではないですけれども、われわれの国にはそれだけのパワーがあるわけですから、その中でやっていく手始めとして、そのようなものをお考えになったらいかがだろうかと思って発言しました。

後藤 おっしゃるとおりだと思います。フランスなどでは今のお話が相当進んでいると見ております。日本は、相当おくらしているのではないかと考えています。

もう一つ、例えば、いろいろなものを残すにしても、どのようなところを必ず記録して残すべきかという最低の約束事も決まっていないのが現状だと思います。

小林 私はアーカイブの関連でレコードマネージメントの国際的なミーティングにもいろいろと出ているのですが、去年の秋ですか、自分の国はおくらしているから、オーストラリアやアメリカ、イギリスに学ばなければいけないという人がわあっと来ました。今、WEBで見えていますと、例えば通信教育というのですか、ロング・ディスタンス・ワーニングというので、イギリスでもオーストラリアでも、大学院レベルのを出来るようになっていると思います。ですから、通常のレベルもあるのでしょうかけれども、もう少し上のレベルといますか、その中で国際的に、最初は出来ないでしょうけれども、しかし、日本にはそのようなコンテンツがたくさんあるわけですから。余計なことですがございますけれども、よろしく願いいたします。

後藤 私どもでも、できるだけたくさんの方にご参加いただこうと思ってご指導を受けております。

司会 どうもありがとうございました。

早田 昭和初期、大正、明治の日本語の文章の翻訳、読解力について、職場において苦勞

しております。デジタル・アーキビストの文化的な基礎の中でも書という言葉がありましたけれども、読み下し、ましてやオーラル・ヒストリーで年配の方にインタビューをすると、その中で昔の言葉が沢山出てくる。現代文に訳すという点にもっと力を入れてほしいと思うのですけれども。まずは読み下しですね、これがアーキビストの養成の中ではやはり低いのですか。その辺の度合いをお聞きしたいのですが。

後藤 その問題になりますとそれぞれの専門分野でやらせなければしょうがないと思っております、それだけ幅広くできませんですから。岐阜女子大学は文学系がありますので、国文学の人がおります。国文学を専門に学習して、副専で文化情報へ来るという方法をとっております。(専門分野の人とデジタル・アーキビストと相互に関係を持つ必要あり)

また、アーカイブズとして英語で提供する場合があります。そのとき、英訳のところで一番難しいのは、日本の文化をどう訳すのか。その反省は、今後の課題だと思います。多分それは大学院レベルで、その専門家でないといけないのかと思います。

例えば、「アユの友釣り」をどう訳すのか。「精霊流し」をどう訳すのか。それを直訳ではなく他の表現で言わなくてはならない、英文科の教授が四苦八苦しています。

早田 そういった読み下しでも、一番難しいのは明治の初期でしょうから、そこら辺を英語の検定のように、読み下し検定の1級とか何かにして、昭和10年以降が5級とか、そういったランクづけをして、少しでも日本人の先輩たちの残した文字文化を現代によみがえらせる意味でも、そういった方の育成が必要ではないかと思えます。

後藤 そうですね。もう一つ関連したことで地方の民話昔話がありますね、これが難しいのです。語り部の人がおられるのですけれども、江戸末期から明治の初めに作られたものがたくさんありますが今様に変えるのが大変なのです。例えば民話では差別の言葉の問題があります。明治時代の言葉を訳すというよりももっと切実な問題は、差別用語をどうやってここからなくす、どうやって表現したら良いのかという、そちらのほうが早急の問題になっているのです。公共に提供する民話を、アーカイブ化していこうと思えますと、そのようなものをどう扱っていくかということすら、差別用語をどのようにするかまだ約束事が出来ていないのです。

大矢 教育の面についてお伺いたします。3、4年生から昨年度開始されたということで今年度は1年生からと思うのですが、実際にデジタル化の教育をされて、学生の意識といますか、志向といますか、就職先のことも考えてなのですかけれども、何か変化があるようでしたら、お伺いできれば。この教育を受けての学生の反応を伺わせてください。

後藤 いろいろな分野の学生が来ているものですから一概には言えません。例えば管理栄養士のような学生も来ています。その者達は、食文化のほうへ進もうとします、住居学になりますと建築関係の者もおります。これも博物館などでは大事になってまいります。そのような学生に対して、学芸員資格をまず取得するというのをできるだけ条件にしてい

ます。学芸員は基本科目が 10 何単位でしたね。それと選択科目があります。それとデジタル・アーキビストの単位入ると確か 50 単位ばかりになるのです。正直言いまして学生は大変だと言っています。卒業単位以外に 20 から 30 の単位が必要になってきますから、苦勞をしている学生が多いということが現実です。

岡田 デジタルでアーカイブするという範囲はかなり広いということが分かりました。正確な意味は別として単純なイメージでアーキビストということからわれわれが考える場合、どうしても文字情報であるとか、あるいは画像情報であるとか、あるいはもっと違う言い方をすると紙資料であるとかと考えがちなのですが、その方面で相当長い期間苦勞されている分野がありますね。例えば文書館だとか公文書館だとか、あるいは企業であるとか、そのようなところとの連携といいますか、将来を見据えて、例えばもっと具体的に言ってしまうと、全史料協であるとか、企業史料協議会であるとか、そのようなところとの連携についてはどうでしょうか。

後藤 ぜひ今後、連携していかなければいけないだろうと思っています。まず、デジタル・アーキビストについてある程度イメージをつくらないと相手の方がお困りになるのではと思っています。ある程度、デジタル・アーキビストの活躍する範疇を決めておいて、それから連携を始めないといけない気がします。それでは遅いとおっしゃれば遅いかもしれませんが、しかし、これは始めてまだ、3、4 年のものですから、なかなかそこまで行きません。ある程度のところでファジーなものかもしれませんが、ご迷惑をかけない程度のところで連携の方向性を出していかなければいけないのかなと思っています。

○ 日本大学の芸術学部で教授をしております。岐阜女子大学のホームページは大分前から非常に興味深く拝見していたものでございます。今日は直接具体的なたたき台になる情報をご提供いただきまして、大変おもしろく思いました。私の立場から悩んでいることでもあるので、お尋ねいたします。資格のところではデジタル・アーキビスト特種というのがございます。私もここにかかなりかかわるので興味深く伺いました。私の場合は大学院で、私自身は美術史というジャンルの専門家なのですが、同時にドキュメンテーションの専門家にも近い人間で、アート・ドキュメンテーション学会で仕事しております。修士課程修了段階で私の学生は学芸員資格は終了、取得は終わっているのですね。先ほど学芸員取得が前提というお話がございましたので、なお一層興味を持ったのですが、それプラスアルファがこれからは必要になってきている時代でございまして、そこで、現実の学芸員課程を終了した学生たちにどのようなものを提案したらいいのか、あるいは大学の制度改革としてもどのようなものを今後構築すべきなのかということを考えているわけです。何かご意見をいただければと思ひまして。

後藤 大学院という限定でございましょうか？

○ 仮にと絞ってご質問申し上げました。

後藤 学芸員資格は大学で基本的には取得が可能で、基本的なことは大学で終わっているわけです。うちの大学ではまだ、デジタル・アーキビストの専門の大学院の分野は出来ておらず、今年、申請して文化創造研究科を作るということで進んでおります。ちょうど同じような悩みを持っているわけです。そこで今考えておりますのは、1種というのか大学でのデジタル・アーキビストの単位と学芸員等を取得した学生に対し、大学院で、さらにプラスアルファでやっていこうと考えています。

○ それに関係しまして資格に対する公開講座をやっているらしいですね。デジタル・アーカイブ1種資格公開講座とあるのですが、私の立場ですと、学芸員資格を持っている学生がおりますので、これを聴講させればデジタル・アーキビストの資格の何かをいただけるのかという印象を持ちつつ拝見したのですが。

後藤 そこまで行くわけではなくて、今1種相当のもので始めております、というようにご理解いただければと思います。(各方面の方々と、1種資格について、試行を進めているのが現状)

実は、デジタル・アーキビストの養成を始めましたら弱ったことが起きました。早く資格をつくれということを相当言われはじめました(他大学から)。それで授業公開を始めました。それで、今回、多くの方々の協力を得て、4年制大学に対応する、1種に相当する授業を公開していきましょうということで進めています。

○ 繰り返すようでございますが、私自身がフランスで学んできたものでございまして、フランスのアーキビストの世界を肌で感じて育ってきているので、大体わかっているのですが、アーカイブの世界は大変広いわけでございます。当然そこでアーキビストとして立っていくためには、やはり修士論文が、特にここに出ているアーキビスト特種という場合には、各専門分野に比べて修士論文は必要だろうと思います。それプラス学芸員資格、それプラス、アーキビストとしての技術、見識というのが求められる時代が来ているのではないかと思うのです。やはりそれぞれの専門分野の修士論文クラスがなければ世の中相手にされませんから、プロとしましてはね。つまりそれプラス学芸員資格の上に例えば10単位ぐらいでいくのかとか、20単位必要なのかとかというのが非常に気になる。私どもの大学で議論になると、そのようなことになると思うのです。

後藤 ありがとうございます。大学院では、岐阜女子大学ではこれから作るのですが、例えば、自分の持っている専門性と、博物館の資格と、今のデジタル・アーキビストと、3分野の学習になるわけです。大学院では、大学時代に学芸員の資格は取得しておりますから。学芸員を一応持っていると仮定しますと、先生がおっしゃったように、各専門とデジタル・アーキビストの授業と、二面性を考えないといけないと思っています。それがどのくらいかといいますと、たしか大学院の各専門の単位が24単位か26単位になると思いますから、それに対応してどこまでアーキビストとしての単位を並列するかということが、

大学院のカリキュラムで困ったことになっています。

司会 これですべて終了させていただきます。どうも有り難うございました。